

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型いか釣り漁業 (自家用釣餌用)	1 隻	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	東津軽郡龍飛埼灯台と北海道松前郡白神岬灯台とを結んだ直線より西側の青森県日本海海域。ただし、共同漁業権漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 たいはえ縄漁業を営む者	令和 8 年 2 月 20 日から 令和 8 年 4 月 17 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は 4 台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない
	1 隻				6 月 1 日から 10 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 たいはえ縄漁業及びまぐろはえ縄漁業を営む者		1 許可の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は 4 台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない
	3 隻				6 月 1 日から 12 月 31 日まで			1 許可の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は 4 台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない

	9隻			7月1日から 10月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 まぐろはえ縄漁業を営む者		1 許可の有効期間は、令和8年7月1日から令和8年10月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない
	4隻			7月1日から 12月31日まで			1 許可の有効期間は、令和8年7月1日から令和8年12月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない
	4隻		東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線と下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域における青森県沖合海域。ただし、下北郡焼山崎から東津軽郡平館灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾の海域のほか、東共第44号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の区域を除く。	6月1日から 12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 東津軽郡、むつ市又は下北郡に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 まぐろはえ縄漁業を営む者		1 許可の有効期間は、令和8年6月1日から令和8年12月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 自動いか釣り機の設置は4台以内とする (3) 採捕したするめいかは水揚げしてはならない